

- 再開、文書朗読ののち、
- 日程第1（議員辞職願）を上程、即決する。
- 次に、議席の変更を行う。
- 次に、日程第2（知事提出議案）及び日程第3（請願）を一括上程、審査結果報告書を朗読ののち、討論を行い、採決する。
  - 採決は区分して行い、
  - 日程第2について
  - まず、92号を採決
  - 次に、94号から96号、104号の諸議案を一括して採決
  - ついで、残りの日程第2について採決する。
  - 次に、日程第3について
  - まず、86号を採決
  - ついで、残りの日程第3について採決する。
- 次に、日程第4（議員派遣）を上程、即決する。
- 次に、日程第5から日程第13までの意見書案を一括上程、即決する。
  - 採決は区分して行い、
  - まず、日程第5（総務政策常任委員提案の地方税財政制度の充実・強化を求める意見書案）
  - 日程第6（総務政策常任委員提案の障がい者雇用率の算定等について適正な見直しを求める意見書案）
  - 日程第7（防災警察常任委員提案の地方消費者行政の充実・強化を求める意見書案）
  - 日程第8（建設・企業常任委員提案の豪雨に対する防災対策の更なる推進を求める意見書案）
  - 日程第9（建設・企業常任委員提案の「都市再生機構」賃貸住宅居住者の居住の安定確保を求める意見書案）
  - 以上の5件を一括して採決
  - 次に、日程第10（総務政策常任委員提案のキャッシュレス社会の実現を求める意見書案）を採決
  - 次に、日程第11（立憲民主党・民権クラブ提案の医療的ケア児の通学支援に係るガイドラインの設定を求める意見書案）を採決
  - 次に、日程第12（自民党提案の「医療的ケア児」の保護者を総合的に支援する取組の充実を求める意見書案）を採決
  - ついで、日程第13（共産党提案の中央省庁による障がい者雇用数水増し問題の徹底的な解明及び障がい者雇用政策の抜本的な改革を求める意見書案）を採決する。
- 次に、日程第14（共産党提案の議場において品位を欠く言動を慎むよう知事に求める決議案）を上程、提案説明ののち、即決する。
- 以上で本日の日程を終了、休会を諮ったのち、次回本会議の日時を通告して散会する。